

# 水戸市土木工事書類標準化ガイド

令和 7 年 4 月

水戸市 財務部 契約検査課

## 目 次

1.	目的・適用	P.1
2.	情報共有システム(ASP)	P.1
3.	コリンズ(CORINS)	P.2
4.	施工体制台帳	P.2~4
5.	施工体系図	P.4
6.	建設業退職金制度	P.4
7.	下請負人通知書	P.5
8.	工事主要材料使用総括表	P.5
9.	施工計画書	P.5~6
10.	設計図書の照査	P.6
11.	ウィークリースタンスの実施	P.7
12.	工事打合せ記録簿	P.8
13.	ワンデーレスポンス	P.9
14.	臨場確認(段階確認・確認立会・材料検査)	P.10
15.	材料検査	P.11
16.	工事事務報告書	P.12
17.	工事履行状況報告書	P.12
18.	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	P.13
19.	排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真	P.13
20.	特殊車両通行許可証	P.13
21.	安全教育・訓練等の実施状況資料	P.14
22.	創意工夫等に関する実施状況説明資料	P.14
23.	出来形・品質管理	P.15
24.	工事写真	P.15
25.	工事検査	P.16

## 巻末資料

(測定点数5点未満の出来形・品質管理の解説)	P.17~23
------------------------	---------

## 1. 目的・適用

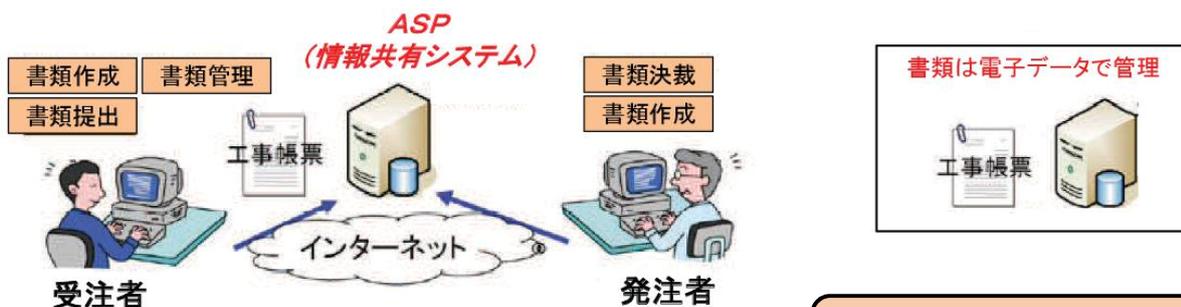
### 土木工事書類標準化ガイドの位置づけ

- 本ガイドは、土木工事の関係書類について、本市における「標準的な仕様」を示すと共に「簡素化」を図るための方法を紹介する。
- 受注者及び発注者、監督員、検査員は本ガイドに基づき工事の円滑な施工、検査を行うものとする。
- 監督員・検査員は、不要な書類の提出・提示を求めないこと。
- 受注者は不要な書類を作成しないこと。
- 受注者の社内で必要とされる工事書類の作成を妨げるものではない。
- 法令等に規定された書類の作成は適正に行うものとする。

## 2. 情報共有システム(ASP)

### 情報共有システム(ASP)を活用し、対象書類は原則電子データで管理

- 情報共有システム(ASP)は、工事書類の作成や受発注者間のやりとりについてWEBを通して行うシステムで、電子データで管理。
- 工事書類の処理の迅速化を図り、建設現場の働き方改革、生産性向上に寄与。
- 対象書類は「情報共有システム対象書類一覧表」を参照のこと。
- 情報共有システム(ASP)で扱った書類は、別途「紙」での提出は不要。



※令和7年4月から  
情報共有システム原則活用

### 3. コリズ(CORINS)

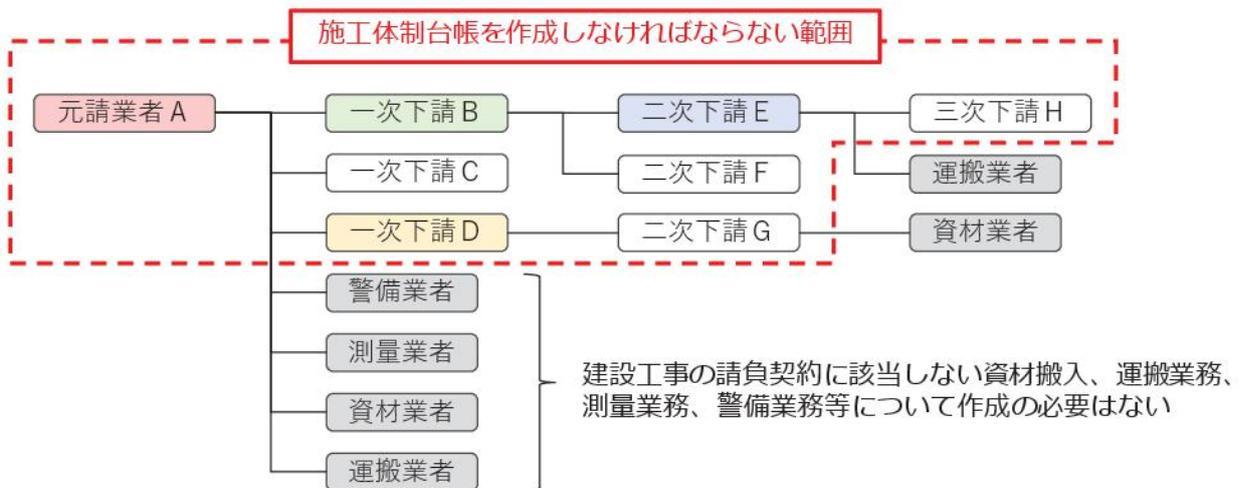
#### 登録の確認にあたり書類の作成は不要

- 登録の確認依頼は、コリズからの監督員へのメール送信のみ。  
別途、紙の確認資料の提出は不要。
- 監督員はメール送信された登録内容を確認の上、送信されたメールに直接「本件の登録を認める」ことを記載し、受注者宛返信すれば良い。  
署名・押印は不要であり、紙資料の打ち出し不要。
- 工事完成時の登録は、完成検査後の登録でも良い。

### 4. 施工体制台帳

#### 施工体制台帳の作成は必要最小限とする

- 警備業者・運搬業者・資材業者の作成不要。
- 直営施工の場合は作成不要。



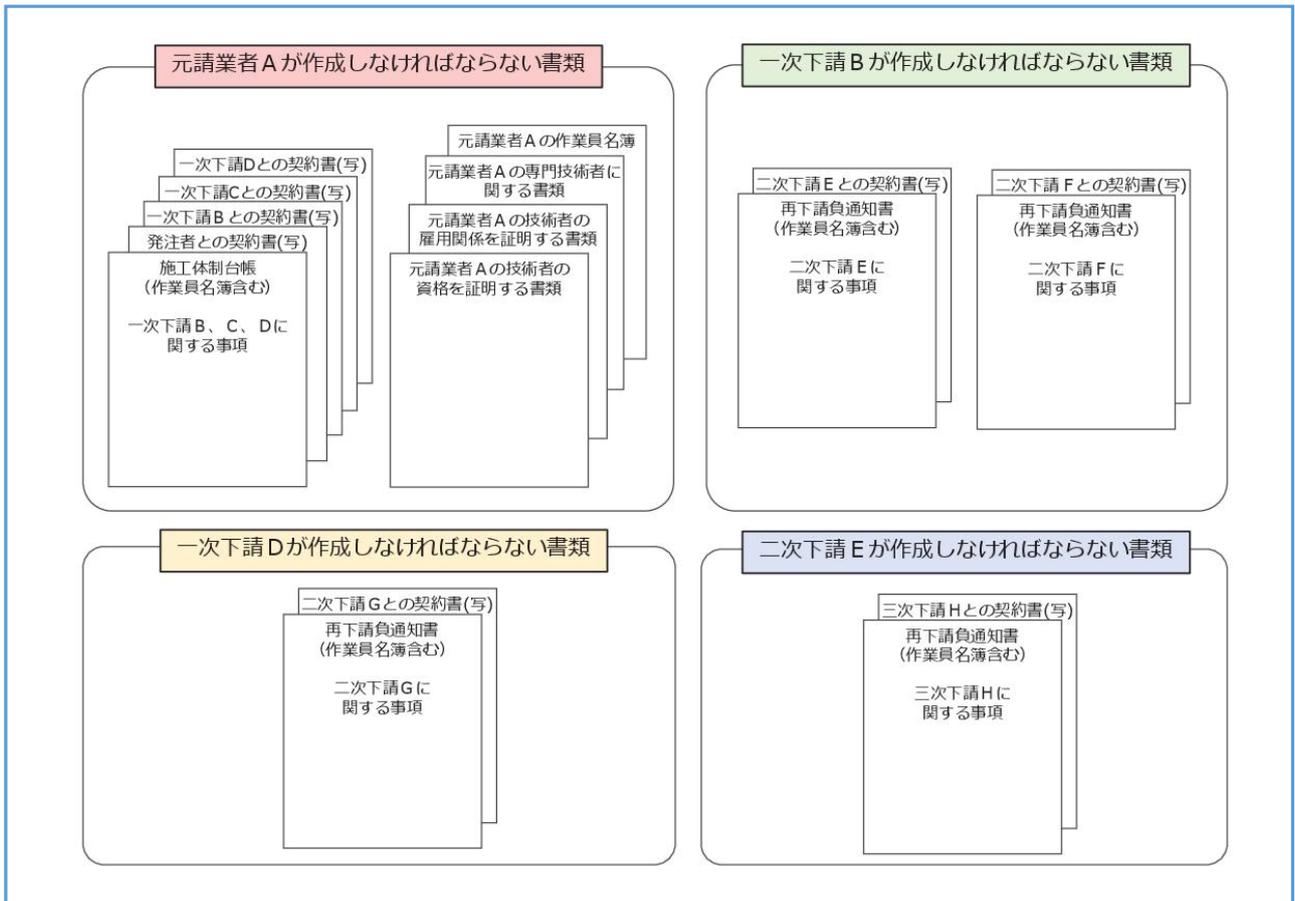
#### 【施工体制台帳に添付を必要とする書類】

- ・発注者との契約書の写し
- ・下請負人が注文者との間で締結した契約書の写し  
(注文・請書及び基本契約書又は約款の写し)
- ・元請の配置技術者が主任(監理)技術者資格を有することを証する書面  
(監理技術者は、監理技術者資格証の写しに限る)
- ・専門技術者を置いた場合は、資格を有することを証する書面  
(国家資格等の技術検定合格証明書等の写し)
- ・元請の主任(監理)技術者、専門技術者等の雇用関係を証明できるものの写し  
(健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し)
- ・作業員名簿

【施工体制台帳に添付が不要な書類の事例】

- ・ 建設業許可の写し
- ・ 請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し
- ・ 管理技術者などの技術者届けの写し
- ・ 技術者配置要件以外の資格や実務経験の写し
- ・ 下請契約の締結及び施工体制台帳等の作成に当たって元請負人が下請負人等から徴取した書類(下請負人の主任技術者に係る資格書及び雇用関係を証する書面・社会保険や雇用保険に関する書面等)

【施工体制台帳の構成】



○建設業法施行規則改正(令和2年10月1日)により、「作業員名簿」が施工体制台帳の一部となっている。(全工事対象)



## 7. 下請負人通知書

下請負人通知書は原則提出不要

○下請負人通知書は原則提出不要であり、監督員から請求があった場合のみ提出。

## 8. 工事主要材料使用総括表

伝票整理に係る集計表の提出は不要

○監督員が必要とする場合を除き、集計表は不要。

工事主要材料使用総括表(1)

品名	数量	単位	単価	金額	計入	計出	残高	備考
再生密粒度As	34.0	t	200	6,800			6,800	
再生密粒度As	54.0	t	200	10,800			10,800	
再生密粒度As	84.0	t	200	16,800			16,800	
再生密粒度As	104.0	t	200	20,800			20,800	
再生密粒度As	118.0	t	200	23,600			23,600	

主要材料使用総括表

材料納入集計表

工事名：  
品名：再生密粒度As混合物(20mm)

年月日	品名	規格	寸法	単位	納入数量		備考
					計	累計	
R3. 7. 16	再生密粒度As	20mm		t	34.0	34.0	車道部本線 透層
R3. 7. 19	再生密粒度As	20mm		t	20.0	54.0	車道部本線 透層
R3. 7. 24	再生密粒度As	20mm		t	30.0	84.0	車道部本線 透層
R3. 8. 2	再生密粒度As	20mm		t	20.0	104.0	車道部本線 透層
R3. 8. 2	再生密粒度As	20mm		t	5.0	109.0	車道部本線 透層
R3. 8. 4	再生密粒度As	20mm		t	9.0	118.0	車道部本線 透層

材料集計表

## 9. 施工計画書

請負金額 500 万未満の工事は原則提出不要

○監督員が施工計画書を求める場合は提出。(特殊な工事等)

### 設計照査の後に工事内容が確定してから施工計画書を作成し提出すれば良い

- 施工計画書は工事着手前に監督員に提出しなければならない。
- ただし、設計照査等により施工内容が確定されていない工種については、内容が正式に確定してから、施工計画書を提出すれば良い。
- 準備工の着手にあたっては、以下の必要最小限の項目について施工計画書を提出すれば良い。  
現場組織表・準備工の施工方法・安全管理・緊急時の体制及び対応  
再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法（必要に応じ提出）

### 変更施工計画書について軽微な変更の場合は作成不要

- 工期末の精算変更、施工方法の変更を伴わない数量の変更や工期のわずかな変更については、変更施工計画書の提出は不要。
- 施工方法が変更となる工種や追加工種がある場合は作成する事。

### 変更施工計画書は、変更箇所のみを抜粋して提出

- 変更施工計画書は、変更が生じないページを改めて提出する必要無し。
- 項目の追加等による段落番号の修正は行う必要無し。

## 10. 設計図書の照査

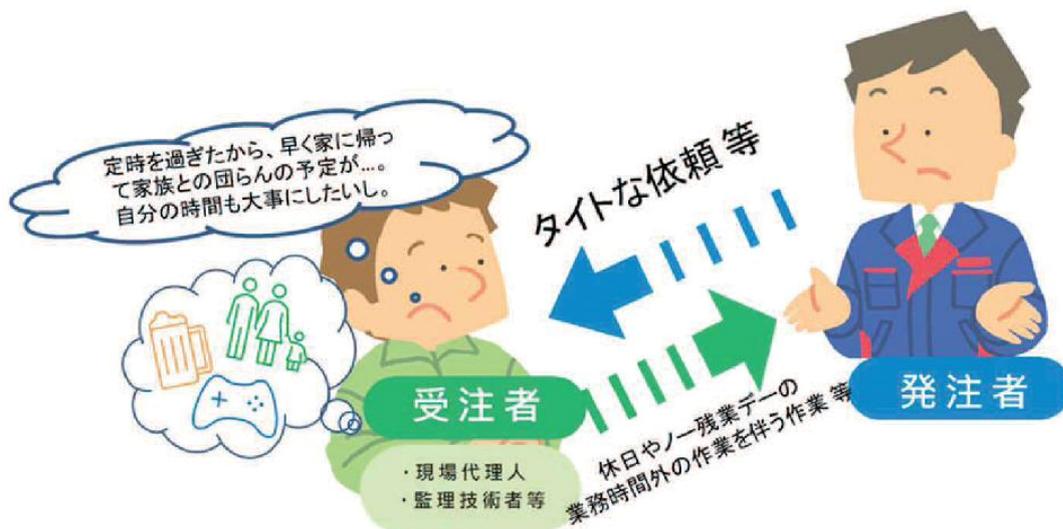
### 照査の結果により生じた、計画の見直し・図面の作成・構造計算・追加調査等の書類作成は発注者の責任で実施

- 発注者が実施する部分
  - ・照査結果により生じた計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等。
- 受注者が実施する部分
  - ・設計照査の結果を説明するための資料作成。  
(現地地形図・設計図書との対比図・取り合い図・施工図等)

## 11. ウィークリースタンスの実施

### 休日・ノー残業デー等の勤務抑制に向けて取り組みを行う

- 全ての工事を対象とする。(災害・緊急を要する工事を除く)
- 水戸市ウィークリースタンス実施要領に基づき、受発注者で確認・調整した内容について工事期間中の目標として取り組むものとする。



#### ウィークリースタンスの取組例

##### ①依頼日・時間及び期限に関すること

- ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

##### ②会議・打合せに関すること

- ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない(具体的な時間を設定)
- ・打合せはWEB 会議等の活用努めること。

##### ③業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡を行わない。(ASP・メール等含む。)
- ・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

## 12. 工事打合せ記録簿

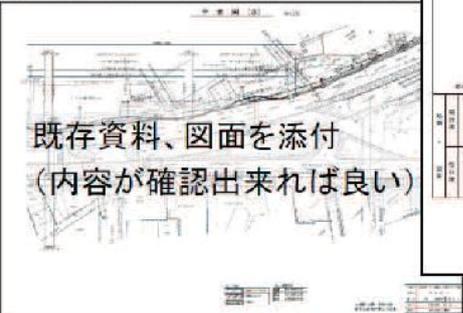
添付する資料は、必要最小限かつ簡潔で良い（確認できれば良い）

- 監督員は過度な説明用の資料作成を求めないこと。
- 添付する資料は、極力、既存図面や既存資料を活用。（内容が確認できれば良い）
- 共通仕様書等、ホームページ等で入手可能な一般的な基準類のコピーの添付は不要。

共通仕様書等の一般的な  
基準類のコピーの添付不要



既存資料、図面を添付  
(内容が確認出来れば良い)



図表-1

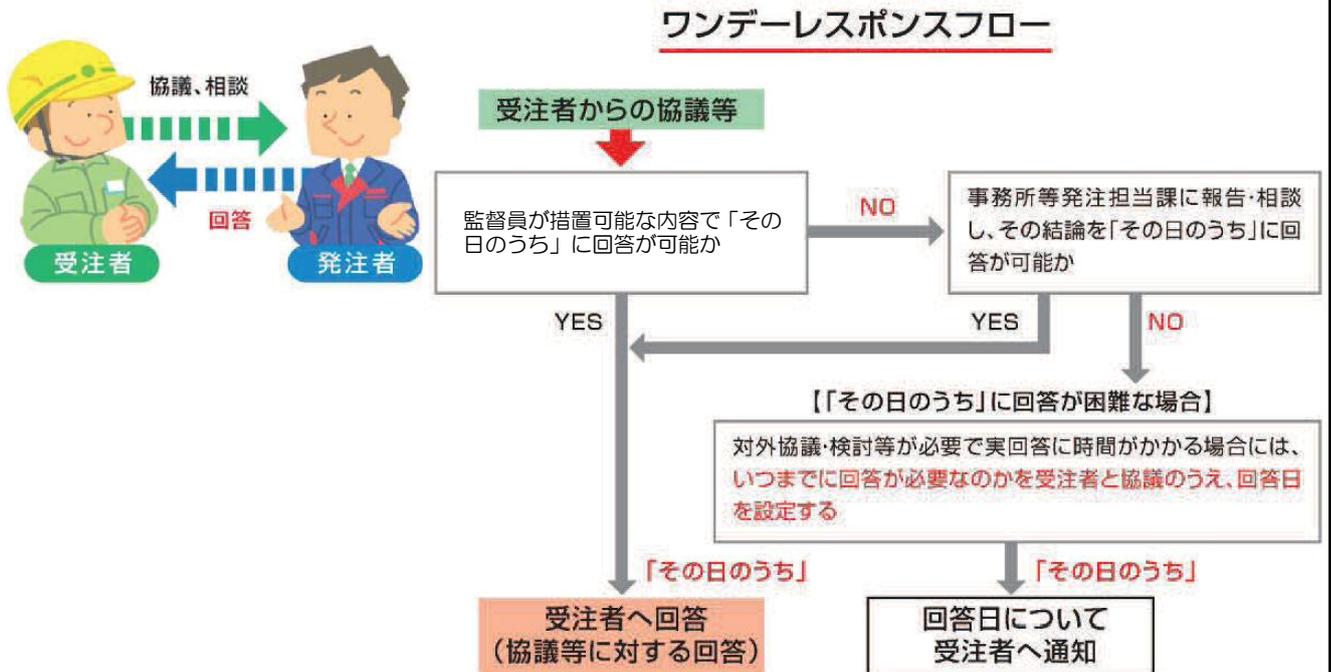
項目		担当者	確認済	未確認	未着手
仕様書	確認済	〇	〇	〇	〇
図面	確認済	〇	〇	〇	〇
その他	確認済	〇	〇	〇	〇



### 13. ワンデーレスポンス

受注者から発注者への協議・相談は「その日のうち」に「回答」  
 「その日のうち」回答が困難な場合は「回答日」を通知

○回答にあたり発注者側で、協議や検討等が必要な場合は「その日のうち」に「回答日を受注者に回答」することが必要。



回答日を通知することも  
ワンデーレスポンス  
(※ 回答日は目安でも可)

「その日のうち」に回答が困難な場合に「回答日」を回答する方法

①受注者から発注者に対し協議

【受注者】 → 【発注者】

※工程に影響がある場合は、受注者において回答希望日を記載することも可能。

②「その日のうち」に回答が困難な場合は、回答日を通知

【発注者】 → 【受注者】

## 14. 臨場確認（段階確認・確認立会・材料検査）

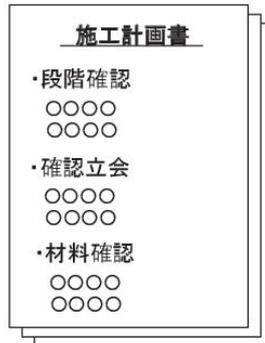
### 施工計画書段階で実施項目、頻度等を確認

- 施工計画書段階で、受注者と発注者で必要な工種、頻度等を確認し過度な臨場確認を行わない。



施工計画書打合せで  
実施項目、頻度等を確認

「臨場確認の必要性」を  
よく確認する



施工計画書に反映



施工計画書に基づき  
計画的に臨場確認

「取りあえず」の場当たりの  
臨場確認は行わないこと

### 遠隔臨場対象工事

### 遠隔臨場を活用し、効率的な施工管理を実施

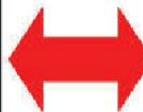
- 遠隔臨場を活用し、効率的な施工管理に努める。  
(遠隔臨場の活用により創出された時間を有効に活用し、監督員は必要な現場の確認に努めることが重要)
- 遠隔臨場が行われた記録として、受注者は実施状況写真を撮影する。

現場での受注者による撮影状況



ウェアラブルカメラ  
により撮影

リモート(遠隔)  
で監督を実施



執務室での監督職員による確認状況



リアルタイムで映像を確認

※令和7年4月から試行開始

## 15. 材料検査

材料検査は、設計図書において指定された材料のみで良い

- 設計図書（共通仕様書・特記仕様書）で指定された材料のみ実施。  
（施工計画書の確認段階で実施項目、確認頻度を確認しておく）
- プレキャスト製品のうち以下に示す JIS 認証製品・茨城県指定製品・日本下水道協会規格品等の材料検査は不要。

- ・JIS認証製品（遠心力鉄筋コンクリート管、RCボックスカルバート、U型側溝等）
- ・茨城県指定製品（積ブロック、大型ブロック、長尺U字溝及び蓋（組成型）等）
- ・日本下水道協会規格品（下水道用推進管、下水道用組立マンホール等）
- ・無筋製品（歩車道境界ブロック、集水柵、境界杭等）
- ・その他、茨城県以外の公的機関が定期的に品質検査を実施している製品。

○検査不要な材料については製品に刻印されている JIS マーク等と規格（製品の種類又はサイズ） がわかるように写真撮影を行うこと。（寸法計測写真不要）

※規格（製品の種類又はサイズ）が刻印されていない材料については寸法計測写真を撮影すること）

（参考例） JIS認証製品



JISマークと規格がわかるように撮影

（参考例） 日本下水道協会規格品



認定マークと規格がわかるように撮影

（参考例） 茨城県指定製品



規格がわかるように撮影  
(KUR300×300)

## 16. 工事事務報告書

事故が発生したら、取り急ぎ監督員へ第一報を報告

○工事事務報告書及び、監督員から請求のあった資料を提出。

## 17. 工事履行状況報告書

実施工程%は、「請負代金額」と「現場で施工した金額」で算出

○受発注者間での工程の確認を行うため、実施工程表を提出

$$\text{実施工程\%} = \frac{\text{現場で施工した金額}}{\text{請負代金額}}$$

様式-14

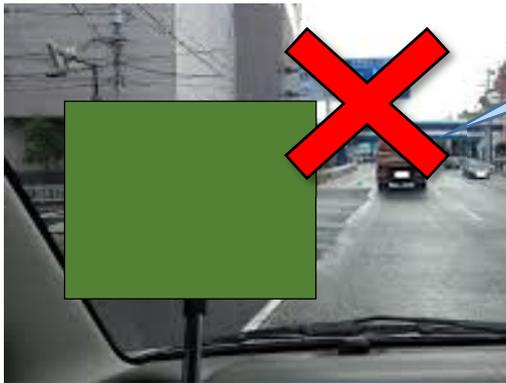
### 工事履行報告書

工事名:				
工期: 令和 5年10月 7日 ~ 令和 6年 6月12日				
日付: 令和 6年 1月 4日 (12日分)				
月 別	予定工程 % ( ) は工程変更後	実施工程 %	備 考	
令和 5年10月	1.2	1.2		
令和 5年11月	2.5	2.5		
令和 5年12月	3.4	3.4		
令和 6年 1月	6.2	6.2		
令和 6年 2月	43.2	30.8		
令和 6年 3月	75.7	63.6		
令和 6年 4月	97.1	80.3		
令和 6年 5月	100.0	92.4		
令和 6年 6月	100.0	100.0		
(記事項)				

## 18. 産業廃棄物管理表（マニフェスト）

マニフェストは監督職員への提示, コピーの提出不要

- 契約数量の根拠は, 集計表のみの提出とし, マニフェストの提示を受けた監督職員が集計表を確認。
- 主たる工種が解体工事の場合は提出。
- 残土・産業廃棄物の搬出における追跡調査の写真は不要。



産業廃棄物等の搬出における追跡調査の写真は不要。

## 19. 排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真

排出ガス対策型・低騒音型建設機械確認の写真撮影は不要

- 監督員が現場で稼働している建設機械を確認し, 施エプロセスチェックリストに記載。(監督員は写真の提示を求めないこと)

排ガス・低騒音機械確認写真



メーカー名 ○○○○○  
 形式名 ○○○○○○  
 指定番号 ○○○○○

写真撮影不要

## 20. 特殊車両通行許可証

許可証は監督職員から請求があった場合のみ提示

- 特殊車両の走行中の写真撮影は不要。

## 21. 安全教育・訓練等の実施状況資料

安全教育・訓練等の実施資料は提出不要

- 安全教育及び訓練等の実施状況を記録した資料は、整備・保管するが、監督員の請求があった場合は提示できる体制とし、提出は不要。
- その他、災害防止協議会、新規入場者教育・過積載防止取組・仮設工の点検・管理、保安施設の設置・管理等も提示できるよう、日頃の安全衛生に十分努めること。

## 22. 創意工夫等に関する実施状況説明資料

説明資料は簡潔に作成し、最大 10 項目までの提出

- 1 工事について最大 10 項目まで提出可能。
- 10 項目を超過し作成しても工事成績評定の加点は実施しない。

参考様式 3-①

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況説明資料

提案番号		受注者	
工事名			／
項目		評価内容	
提案内容			
(説明)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> <p>10 項目を超えた提出は不要</p> </div>		
(添付図等)			

## 23. 出来形・品質管理

測定点数が5点未満の工種は出来形管理図表及び品質管理図表は作成しなくて良い

○測定点数が5点未満の工種については一覧表のみ作成。(詳細については巻末資料参照)

出来形管理一覧表 (1)

工種	名称	種別	設計数量	管理基準				管理結果				検査員	
				管理項目	管理形式	管理回数	標準	検査	最大値	平均値	標準差		

出来形管理図表 (1)

検査項目	単位	標準		検査結果	検査員
		最大値	平均値		

品質管理一覧表 (1)

工種	名称	種別	設計数量	管理基準				試験及び管理結果				検査員
				管理項目	管理形式	管理回数	標準	試験	最大値	平均値	標準差	

コンクリート圧縮強度試験管理図表 (1)

検査項目	単位	標準		検査結果	検査員
		最大値	平均値		

## 24. 工事写真

工事写真は紙に印刷せず、パソコン(ビューワー)等で見られるようにする。ダイジェスト版は作成しない

- 監督員はダイジェスト版の提出を求めないこと。
- 写真に黒板で寸法等が明確に映っていれば、写真外に寸法を書く必要はない。(写真管理ソフト等への数値入力不要)



工種	道路土工		
測点	No. 44		
路床出来形測定			
設計	実測値	差	
下がり(左)	1250	1280	+30
下がり(右)	1250	1270	+20
幅(W)	8850	8900	+50

黒板で寸法等が確認できれば写真外に寸法を書く必要はない。

## 25. 工事検査

### 不要な書類を作成しても工事成績評定では評価されない

- 本ガイドにおいて不要としている書類を作成しても、工事成績評定では評価されない。
- 書類の量や見栄えは、工事成績評定に影響しない。
- 監督員・検査員は、不要な書類の提出・提示を求めないこと。
- 元請業者（受注者）が下請業者に対し、引渡検査を書面で実施している場合、その書類を検査時に提示。（実施していなければ提示する必要はない）
- 社内検査を実施している場合、その書類を検査時に提示。（実施していなければ提示する必要はない）

### 情報共有システム（ASP）で提出された書類は、紙にすることなく電子データで検査

- 監督員・検査員は情報共有システム(ASP)で提出された書類について、別途紙での提出を求めないこと。

### 本ガイドに定めのない工事関係書類については“工事関係書類提出・提示一覧表”を参照の事

# 巻末資料

(測定点数5点未満の出来形・品質管理の解説)



「出来形管理（続き）」

出来形管理の具体的な事例を下記に示す。（側溝工・集水柵工・舗装工・区画線工・砕石基礎工）

【側溝工】

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	-200
3	2	3	29	2	側溝工	基 準 高 ▽	+30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40 m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。 1 箇所 / 1 施工箇所		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合)		

(建設工事必携 15-64 より)

(延長 20mの場合)

➤測定基準により基準高管理 2点。

測定点数が5点未満となるため、基準高及び延長の出来形管理図表の作成は不要。  
出来形管理一覧表に出来形の測定結果を記載する。

※砕石基礎工についても出来形管理図表の作成は不要

(延長 200mの場合)

➤測定基準により基準高管理 5点。

測定点数が5点以上となるため、基準高及び延長の出来形管理図表を従来通り作成。

※延長の出来形は出来形管理図表の作成が必要となる場合に併せて作成。

※併せて砕石基礎工の出来形管理図表（幅・厚さ・延長）を従来通り作成。

【集水柵工】 ※底板のみ現場打ちの製品

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	30		集水柵工	基 準 高 ▽	±30
						※厚さ $t_1 \sim t_3$	-20
						※幅 $w_1, w_2$	-30
						※高さ $h_1, h_2$	-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		

(建設工事必携 15-66 より)

(2基の場合)

➤測定基準により基準高管理 2点及び厚さ（底板厚さ）管理 2点。

測定点数が2点未満となるため、基準高及び厚さの出来形管理図表の作成は不要。  
出来形管理一覧表に出来形の測定結果を記載する。

※砕石基礎工についても出来形管理図表の作成は不要。

(5基の場合)

➤測定基準により基準高管理 5点及び厚さ（底板厚さ）管理 5点。

測定点数が5点以上となるため、基準高及び厚さの出来形管理図表を従来通り作成。

※併せて砕石基礎工の出来形管理図表（幅・厚さ）を従来通り作成。

「出来形管理（続き2）」

【舗装工（上層路盤）】

編 章 節 条 枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値							
			10 個の測定値の平均(X <sub>10</sub> )							
			個々の測定値(X)	管理図の場合は測定値の平均						
中規模	小規模	中規模	小規模							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	-	-

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線80m毎に1ヶ所測定。ただし、幅は設計図書に測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模の工事より	

(建設工事必携 15-82 より)

（延長 100mの場合）

- 測定基準により厚さ及び幅の管理測点2点。  
測定点数が5点未満となるため、厚さ及び幅の出来形管理図表の作成は不要。  
出来形管理一覧表に出来形の測定結果を記載する。

（延長 400mの場合）

- 測定基準により厚さ及び幅の管理測点5点。  
測定点数が5点以上となるため、厚さ及び幅の出来形管理図表を従来通り作成。

【区画線工】

編 章 節 条 枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			
			厚 さ t (熔融式のみ)	幅 w		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9	区画線工	厚 さ t (熔融式のみ)	設計値以上
					幅 w	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		

(建設工事必携 15-48 より)

（線種が2種類の場合）

- 測定基準により厚さ及び幅の管理が2回（点）。  
測定点数が5点未満となるため、厚さ及び幅の出来形管理図表の作成は不要。  
出来形管理一覧表に出来形の測定結果を記載する。

（線種が5種類の場合）

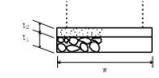
- 測定基準により厚さ及び幅の管理が5回（点）。  
測定点数が5点以上となるため、厚さ及び幅の出来形管理図表を従来通り作成。

「出来形管理（続き3）」

【碎石基礎工】

3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	1	一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上
					厚さ t1, t2	-30
					延長 L	各構造物の規格値による

施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。	
--	---

(建設工事必携 15-68 より)

(延長 20m の場合)

- 測定基準により幅及び厚さ管理 2 点。  
測定点数が 5 点未満となるため、幅・厚さ・延長の出来形管理図表の作成は不要。  
出来形管理一覧表に出来形の測定結果を記載する。

(延長 200m の場合)

- 測定基準により幅及び厚さ管理 5 点。  
測定点数が 5 点以上となるため、幅・厚さ・延長の出来形管理図表を従来通り作成。  
※延長の出来形は出来形管理図表の作成が必要となる場合に併せて作成。

- その他の出来形管理項目等については上記までの取扱いを参考にして作成の有無について受発注者で協議を行うこと。



「品質管理（続き）」

➤試験結果表を作成しないと品質の確認ができない工種については5点未満でも従来通り作成する。  
 （砂置換法による密度試験・平板載荷試験については従来通り作成）

JIS A 1214 砂置換法による土の密度試験

受付年月日	年 月 日	試験年月日	年 月 日
工事番号			
工事名			
工種	試験者		
①試験用砂の密度	ロートとベースプレートの体積	②ロートとベースプレートの体積を満たす砂の質量	
g/cm <sup>3</sup>	g/cm <sup>3</sup>	g	

I. 試験孔から取出した湿潤・乾燥質量・含水比の測定

測定点	1	2	3
m <sub>0</sub> ③ (湿土)+(容器)質量			
m <sub>1</sub> ④ (乾土)+(容器)質量			
m <sub>2</sub> ⑤ 容器質量			
m <sub>3</sub> -m <sub>2</sub> ⑥ 湿土質量			
m <sub>4</sub> ⑦ 乾土質量			
m <sub>5</sub> ⑧ 水の質量			
w ⑨ 含水比	100 %		

2. 試験孔の体積測定と土の密度 \* 現場で測定するもの

	1	2	3
*⑩ 測定器に砂を満たした質量	g		
*⑪ 測定器と残った砂の質量	g		
⑫ 試験孔とロートに入った砂の質量 ⑩-⑪	g		
⑬ 試験孔に入った砂の質量 ⑩-⑪	g		
⑭ 試験孔の体積 ⑬/①	g/cm <sup>3</sup>		
⑮ 土の湿潤密度 ⑬/⑭	g/cm <sup>3</sup>		
⑯ 土の乾燥密度 ⑭/③	g/cm <sup>3</sup>		
締め固め度 ⑯/⑮*100 %			

⑰ 土の湿潤密度	ρ <sub>t</sub> =	
⑱ 土の乾燥密度	ρ <sub>d</sub> =	
⑲ 含水比	w=	%
⑳ 最大乾燥密度 ρ <sub>dmax</sub>		g/cm <sup>3</sup>
締め固め度		%
合格判定値		%以上

JIS A 1215準拠 平板載荷試験

工事番号			
工事名	天 候		
測 点	試験者		
工 種	試験年月日		
載荷板の直径	300 mm	年 月 日	
載荷板の面積	0.07065 m <sup>2</sup>	計算に用いた沈下量 mm	

全荷重 KN	荷重強度 kN/m <sup>2</sup>	ダイヤルゲージの読み 1/100mm			沈下量 mm
		左	右	平均値	
0	0				
5	71				
10	142				
15	212				
20	283				
25	354				
30	425				
35	496				
40	566				
45	637				
50	708				

載荷圧力 (kN/m<sup>2</sup>)

0 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000

1  
2

3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10

※試験結果表を作成しないと品質の確認ができない  
 工種については5点未満でも従来通り作成

荷重強度  
沈下量

$$K_{50} = \frac{\text{荷重強度}}{\text{沈下量}} = \text{MN/m}^3$$

(注)  
 下層層工  
 $K_{50} = \frac{\text{荷重強度}}{\text{沈下量}} \geq 180 \text{ MN/m}^3$

➤その他の品質管理項目等については上記までの取扱いを参考にして作成の有無について受発注者で協議を行うこと。